年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
令和8年 10 月９日答申分

〇答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2600255 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 2600053 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における平成 27 年６月 25 日の標準賞与額を 59 万円、平成 29 年６月 23 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

平成 27 年６月 25 日及び平成 29 年６月 23 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年６月 25 日及び平成 29 年６月 23 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成 29 年６月 25 日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 55 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　平成 27 年６月 25 日
②　平成 29 年６月 23 日
③　平成 29 年６月 25 日

Ａ社から支払われた請求期間①の賞与に係る標準賞与額が、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

また、Ａ社から支払われた平成 29 年６月の賞与が、請求期間③の標準賞与額として、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、実際は請求期間②に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間③の記録を取り消し、請求期間②の賞与を保険給付の対象となる記録にしてほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①及び②について、Ａ社から提出された賞与に係る賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿（以下「賞与資料」という。）並びに預金通帳の写しにより、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、賞与資料により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は 59 万円、請求期間②は 150 万円（上限額）とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①の賞与について、支払年月日を平成 27 年６月 25 日として、また、請求期間②の賞与について、支払年月日を平成 29 年６月 25 日として、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和７年３月 11 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間③について、オンライン記録により、請求者のＡ社における当該期間に係る標準賞与額（150 万円）が厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、Ａ社の事業主は、平成 29 年６月の賞与の支払年月日は同年６月 23 日であると陳述している上、同社から提出された預金通帳の写しにおける当該賞与の振込日も同日であることから判断すると、請求者は、請求期間③において、同社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。